

議会運営委員会記録

○開催日時

平成25年8月19日 午前9時59分～午前11時2分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	新原春二	委員	今塩屋裕一
副委員長	宮里兼実	委員	中島由美子
委員	福田俊一郎	委員	谷津由尚
委員	永山伸一	委員	小田原勇次郎
委員	佃昌樹		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾和敬

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 杉菌道朗

○その他の議員

議員 井上勝博

○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎	商工観光部長	末永隆光
総務課長	田代健一	建設部長	泊正人
財政課長	今井功司	教育部長	中川清
文書法制室長	堀ノ内孝	水道局長	落合正浩
危機管理監	新屋義文	議会事務局長	田上正洋
企画政策部長	永田一廣	議事調査課長	道場益男
新エネルギー対策監	向野陽一郎		
市民福祉部長	春田修一		
農林水産部長	高橋三丸		
六次産業対策監	小柳津賢一		

○事務局職員

事務局長	田上正洋	管理調査グループ長	鬼塚雅之
議事調査課長	道場益男	議事グループ専門員	久米道秋
課長代理	南輝雄	議事グループ員	上川雄之
議事グループ長	瀬戸口健一		

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - (1) 提出議案等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について
 - 3 委員会記録の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（新原春二）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めたいと思います。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（瀬尾和敬）おはようございます。

朝晩、田園風景に赤トンボの姿が見られるようになりました。それでもまだ日中は暑い日が続きます。きょうはお集まりいただきありがとうございます。

8月初旬には、おびたしい数の要望活動を行いました。北薩振興局への要望、川内川河川事務所への要望、九州地方整備局への要望、かごしま川西薩地域振興協議会の要望などなどでありました。

そしてお盆前に、原子力サミットというのが来年1月に開かれるのですが、この実行委員会にも参加いたしました。

この際、衆議院会館、参議院会館を訪ねまして、県選出の国会議員の先生方に、基地のあるところの自治体に対する交付金の維持もしくは増額をお願いしたいということで、全ての事務所を回らせていただきました。

そのようなことで、とりあえずこの初旬というのは多忙を極めたところでありました。

それと、10月23日から26日までの件ですが、常熟市に訪中団の一人として行かせていただきたいというように考えておりますので、この場で皆様におつなぎしておきたいと思います。

本日は、大きく3点について御協議をいただきたいと思いますが、ひとつよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

終わります。

○委員長（新原春二）ありがとうございました。

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（新原春二）それではまず、今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題とい

たします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。

資料1-1、平成25年第3回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は8月28日から10月9日までの43日間であります。会期日程は8月28日の本会議で議案説明、翌29日正午に代表質問の、午後3時に個人質問の、それぞれ通告締切、質問予定者数につきましては資料1-2のとおり代表質問が4会派、個人質問が最大で11人となっておりますので、3日間で質問者を割り振ることとし、6日及び9日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、10日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案等付託、休会中の12日に建設水道委員会と市民福祉委員会を、13日に企画経済委員会と総務文教委員会を開催願ひ、17日は委員会予備日としてはいかがかと考えます。

さらに、24日の本会議では、付託事件等審査結果報告の後、決算認定議案説明及び議案付託を行い。裏面をごらんください。休会中の27日及び30日に決算審査に係る企画経済委員会と建設水道委員会を、10月1日及び2日に同じく総務文教委員会と市民福祉委員会を開催願ひ、10月3日は委員会予備日とし、9日の本会議は付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかがかと考えます。

なお、8月30日に川内原子力発電所対策調査特別委員会が予定をされているところです。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が9月9日の本会議終了後に、決算認定議案に係る議運が18日の午前10時から、さらに最終日の議運が10月9日の午前9時から、それぞれ予定されております。

以上でございます。

○委員長（新原春二）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はございませんか。

○委員（小田原勇次郎）済みません、特に日程については何らないのですが、別件で、議会だより編集委員長の立場で一点だけですが、8月29日に県の主催の議会広報研修会がございまして、市議会だより編集委員会はほぼ全員受講の予定でございます。それに当たりまして、一般質問の通告に当たる、当局とのヒアリングの関係でいろいろ時間調整で御配慮いただける部分があら

たら、また事務局を通してでも市議会だよりの編集委の皆さん方が広報研修会に支障のない形で調整ができるような形で御意見いただければというふうに申し上げておきます。

以上です。

○委員長（新原春二） それでは、議会だよりの編集委員の皆さんの一般質問の関心の聞き取りの関係については、それぞれ事務局との調整をしていただいて、研修に参加できる体制をつくっていただくということによろしいでしょうか。

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二） 質疑、意見はつきたと認めます。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御異議ございませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二） 異議ございませんので、そのように決定をいたしました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（新原春二） 次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋） 資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、陳情の訂正が1件ございます。

陳情第6号につきましては、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託され、継続審査となっておりますが、お手元の参考資料1のとおり、8月12日に陳情者から陳情訂正願が提出されております。訂正の内容は、資料2-2、陳情訂正願一覧表に記載のとおりですが、3号機増設に係る部分につきまして、陳情名、陳情の趣旨、陳情事項の一部を削除したいというものであります。

参考資料1、陳情訂正願の2枚目の表裏両面の見え消し部分が訂正部分でありますので、こちらで御確認をいただければというふうに思います。

この訂正につきましては、本会議における議決が必要となりますから、8月28日の本会議初日に御審議いただきたいと考えます。

なお、参考資料2として、訂正後の陳情第6号の陳情文書表を、また、参考資料3として、同じ陳情者から別途提出されました川内原発3号機増設計画の白紙撤回を求める陳情書の写しを添付いたしました。

この参考資料3の陳情につきましては、先ほどの陳情第6号の訂正願承認の議決後の受理となりますので、中日9月10日の本会議に上程予定であります。

次に、資料2-3、付議事件一覧をごらんください。

提出予定議案は、一般議案9件、補正予算議案12件の計21件であります。

議案第97号は、使用済核燃料税条例の平成26年1月4日失効に伴い、平成26年度から平成30年度までの期間、同税を課税するため、新たに使用済核燃料税条例を制定しようとするもの。

議案第98号は、市立小学校・中学校条例の一部改正条例であり、平成25年度をもって湯田小学校を、平成26年度をもって吉川小学校をそれぞれ廃止しようとするもの。

議案第99号は、契約変更議案であり、亀山小学校屋内運動場新增改築（建築）工事について、国の公共工事設計労務単価変更に伴い、契約変更をしようとするもので、以上の3件は9月13日の総務文教委員会に。

次に、議案第100号は、特別導入事業基金条例の一部改正条例であり、県家畜導入事業実施要領の一部改正等に伴い、肉用雌牛の貸付けを受けることができるものの要件改正、貸付限度、頭数及び一頭当たりの貸付限度額引上げのほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第101号は、優良牛導入資金貸付基金条例の一部改正条例であり、貸付対象牛の一頭当たりの貸付限度額を引き上げようとするもの。

めくっていただき、2ページをごらんください。

議案第102号は、財産取得議案であり、高速船航路に伴う川内港・川内駅間シャトルバス運行のため、大型電気バス1台を取得しようとするもの。

議案第103号は、財産の無償譲渡議案であり、いこいの村いむた池の用途廃止後、当該土地16筆及び建物12棟について、宿泊及び同付随サービス提供施設としての使用を条件に、株式会社九州ホテルリゾートへ無償譲渡しようとするもの。

ので、以上の4件は9月13日の企画経済委員会に。

次に、議案第104号は、川内駅周辺地区土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例であり、換地処分による新たな町の区域、平佐一丁目の設定に伴い、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第105号は、一般住宅条例の一部改正条例であり、民間住宅を借り上げ、設置する一般住宅2棟2戸について、所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の2件は9月12日の建設水道委員会に、それぞれ付託してはと考えます。

3ページをごらんください。

次に、議案第106号については、平成25年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第107号から議案第117号までの11件につきましては、平成25年度の各特別会計、または公営企業会計補正予算であり、それぞれ記載のとおり、各常任委員会に付託してはと考えます。

ここで議案第97号につきまして補足説明がございますので、資料2-4をごらんください。

議案第97号、使用済核燃料税条例の制定につきましては、地方税法の規定によりまして、議会において、特定納税義務者である九州電力に対して、文書により意見聴取を行う必要がございます。

資料2-4の下のほうの四角囲みをごらんいただきたいと思いますが、地方税法第669条の規定を抜粋しております。同条2項の部分の下から3行の下線部分でございますけれども、当該市町村法定外普通税の新設、または変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聞くものとするがありますが、この規定に基づく意見聴取であります。

その手続と意見書の取り扱いにつきましては、資料の中ほどの表に記載のとおりであります。

8月28日、議案上程の後、翌29日に議長名の意見照会文書を九州電力本社に提出、9月6日までに同社から意見書を提出いただきまして、9日の議運で説明、10日の本会議で当該意見書の写しを机上配付の上委員会付託という取扱いになります。

なお、前回、平成20年の条例制定の際の九州

電力の意見書につきましては、別紙の参考資料のとおりであります。

次に、今後提出予定議案でございます。

戻っていただきまして、資料2-3、付議事件一覧の4ページをごらんいただきたいと思います。4ページに記載のとおり、中日9月10日の提出予定はなく、9月24日に決算認定議案16件と報告3件の、また最終日に任期満了に伴います人事案件4件の、それぞれ提出が予定されているようでございます。

以上でございます。

○委員長（新原春二）ただいま事務局長から説明がありましたが、ここで当局から補足説明はありませんか。

○財政課長（今井功司）財政課でございます。

今市議会定例会に上程します補正予算について御説明いたしますので、別冊になっております平成25年度薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書（第2回補正）を御準備ください。

同予算に関する説明書の185ページをお開きください。

各会計歳入歳出補正予算額調の表になります。今回の補正は、一般会計と10特別会計の補正となっております。

一般会計の補正額は15億1,547万6,000円の増額、補正後の額を513億6,861万2,000円とするものであり、特別会計はごらんのとおりであります。

まず、特別会計の主な補正内容について御説明いたします。

特別会計では、8会計で、一般会計と同様、国家公務員の給与削減支給措置を踏まえた職員給与の減額等に伴う給与費の調整を行ったほか、簡易水道事業、漁業集落排水事業、川内駅周辺地区土地区画整理事業、国民健康保険直営診療施設勘定及び介護保険事業におきまして、所要の経費を増額しております。

また、公共下水道事業ほか4会計において、市債の償還条件の見直しに伴う長期償還元金及び利子を増減調整しているところでございます。

なお、今回公営企業の水道事業会計についても補正しており、国家公務員の給与削減支給措置を踏まえた職員給与等の減額等に伴う給与費の調整を行ったほか、国道3号の電線溝共同工事に伴う水道管移設補償工事に係る経費を調整しておりま

す。

では、一般会計について、補正予算の概要を説明いたしますので、187ページの歳出目的別の表をごらんください。

議会費では、議会活動費において議員年金共済負担率の決定に伴う減額調整を、議会管理費において国家公務員の給与削減支給措置を踏まえた職員給与等の調整を行っております。

なお、今回の補正では、各費目におきまして、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた職員給与等の調整を行っておりますが、62ページ以降に給与費明細書をお示ししておりますので、各費目における給与費の説明は省略させていただきます。

それでは、続きます。

総務費では、財産一般管理費において、今後の財源対策として、財政調整基金積立金を増額したほか、甌島地域振興費において、国の離島活性化交付金の補助内示に伴い、戦略産品、海上輸送費助成事業に係る経費を措置するものであります。

民生費では、介護保険対策費及び地域介護福祉空間整備等事業費において、県の補助内示により、両事業費の予算組かえを行うとともに、児童福祉管理運営費において、子ども・子育て支援関連法の施行に向けたシステム導入に係る経費を計上し、児童福祉施設整備費において、補助内示に伴う施設整備補助金を計上しております。

衛生費では、地域医療対策費において、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計での給与費等の補正等に伴う繰出金の増額を、甌島クリーンセンター管理費においては、上甌島クリーンセンターにおける可燃ごみ用積み込み重機の更新に係る経費を計上しております。

労働費では、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業において、補助内示により中小企業への情報発信に係る経費や食品加工関連の市内業者の商品開発販売力の向上のための経費等を計上するものであります。

農林水産業費では、畜産振興育成事業費において、県の補助内示に伴う肉用牛生産効率化に対する補助経費を計上するとともに、林業振興育成費において、補助内示を受け、市内企業が整備する木質バイオマス利用施設整備に係る補助経費を計上しております。

商工費では、甌島航路事業費において、国の補

助内示を受け、甌島航路における輸送コストの低減化を図るための施設整備に係る補助金を計上し、シティセールスプロモーション事業費において、来年春の新高速船の就航予定を控え、PRのためのシンボルマークの製作等に係る経費を増額し、観光施設費において、今後の執行見込みにより、甌島水産観光促進補助金を増額しております。

土木費では、建築指導費において、今後の執行見込みにより、既存住宅改修環境整備事業補助金を増額するとともに、国庫補助内示を受け、中甌江石線及び手打4号線に係る道路改良経費を計上しております。

消防費では、常備消防施設費において、消防庁舎建設事業における訓練等建設に係る工事費を増額するとともに、災害予防応急対策費において、原子力防災計画に基づく薬品の配布等に係る経費を計上しております。

教育費では、各費目と同様に国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた職員給与等の調整を行うとともに、文化ホール管理費において、入来文化ホールの軒テントの改修に係る経費を計上しております。

災害復旧費は、職員給与費の調整のみとなっております。

公債費については、長期債償還元金において、市債の償還条件の見直しに伴い、長期債償還元金を増額調整しております。

次に、歳入について御説明します。1枚戻っていただきまして、186ページの歳入の表をごらんください。

地方交付税は、本年度交付額の確定に伴い、その一部を今回の補正財源として増額しております。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示や事業確定等により、各補助金等を増減調整しております。

財産収入では、鹿児島県市町村職員厚生会解散に伴う出捐金配分収入を計上するものであります。

寄附金では、商工費寄附金において1個人から3万円、教育費寄附金において3団体及び1個人の方々から42万1,000円の寄附をいただきましたので、今回補正するものであります。

繰越金では、決算額の確定額の全額を今回補正の財源として計上しております。

諸収入では、林業受託事業収入において、分収林契約に基づく保育間伐事業に伴う歳入を計上、

観光受託事業収入として、国の定住自立圏等推進調査事業に伴う収入を計上、また、雑入において、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の実施に伴う交付金等を計上しております。

市債では、船舶建造事業債、道路整備事業債及び都市計画事業債において、国・県の補助内示に伴い増額しているほか、消防・防災施設整備事業債において、事業費の増額補正に伴い、増額調整するものであります。

次に、継続費補正について御説明いたします。戻っていただきまして、6ページをごらんください。

第2表、継続費補正は、消防庁舎等建設事業において、事業費の変更により全体事業費及び年割額の変更を行うものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。

1枚あけていただきまして、7ページをごらんください。

第3表、繰越明許費は、1事業において設定するもので、消防庁舎等建設事業における外構工事の年度内での実施が見込めないため、所要の手続をとるものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明いたしますので、8ページをごらんください。

第4表、債務負担行為補正は、追加が1事業、変更が1事業であり、追加は地域成長戦略アクションプラン支援業務委託で、事業実施の必要期間から新たに債務負担行為を設定するものであり、土地開発公社、事業資金、融資元利金債務保証は同公社の事業展開により、融資限度額が増額となったことにより、今市の債務保証限度額も増額するものであります。

続きまして、1枚あけていただきまして、9ページをごらんください。

地方債補正であります。第5表地方債補正は、先の説明のとおり、船舶建設事業などごらんの4事業において、借入限度額を変更しようとするものであります。

以上で、今回の補正に係る補正予算の概要説明を終わります。よろしく御願い申し上げます。

○商工観光部長（末永隆光） 商工観光部でございます。

議案第103号いこいの村いむた池にかかわる財産の無償譲渡について、補足説明をさせていただきたいと思っております。

いこいの村いむた池の民間譲渡につきましては、本年3月29日に再公募を開始し、5月15日に締め切り、1社から応募がございましたけれども、応募期間延長の要望が複数社からあることや、本市としても1社よりも複数社のほうが審査の適性化が図れることから、応募者の了解を得て、期間を7月16日まで延長をしたところであります。

当初申請のあったものも含めて、3社から応募がございました。

7月31日に選定委員会を開催し、福岡市に本社があります株式会社九州ホテルリゾートを選定し、執行会議を経て、同社に譲渡を仮決定し、9月議会に提案をさせていただいたところでございます。

同社は、別府と長崎にそれぞれ600人、400人収容のリゾートホテルを有し、直近の売り上げが約17億2,000万円と2期連続で黒字となるなど、安定した経営を行っており、これまでの経験を生かして、いこいの村いむた池の再生に取り組むものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、9月24日に議決いただければ、10月上旬に用途の廃止、指定管理者の取消し、九州ホテルリゾートへの事業譲渡後、財団を解散するなど、所要の手続を進め、円滑に業務引き継ぎを行いたいと考えているところであります。

以上です。

○委員長（新原春二） ただいま説明がございましたが、質疑、御意見はありませんか。

○委員（福田俊一郎） 薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定についてでありますけれども、地方税法で議会から九電に対して意見聴取を行うということでもありますけれども、この内容については、税率について変更とかいうものについてはどうなんでしょう。

あと、これも議会から出す中では、文書等はどうそのまま、事務局、議長のほうでつくられて意見書を出されるという形になるのかどうか、その2点についてお尋ねしておきたいと思っております。

○総務部長（今吉俊郎） 使用済核燃料税の条例の制定につきまして議案第97号につきましては、内容としまして、これまでの課税客体あるいは税率、そういったものは変更はございませんで、期間だけを5年延長したいということで、今回提出させていただくことにしております。

よろしくお願いたします。

○事務局長（田上正洋）議会から九州電力に対する照会文書につきましては、前回とほぼ同様の内容で、議長名で提出することになると思います。以上です。

○委員長（新原春二）よろしいですか。

○委員（福田俊一郎）わかりました。

当局と議長のほうで、そういう税率等についても十分議論があったのかどうか、その辺もお示しをいただきたいというのと、また話は変わりますが、林務水産費で5億5,000万という大きな予算が今度計上されているところです。県の支出金ということで、国から県にというよりも、県が出す補助金のようなんですけれども、これについて、少し金額が、この補正には大きいので、事前審査に当たらない程度に、ちょっと概要を説明していただければありがたいです。

○委員長（新原春二）総務部長、使用済核燃料税のほうから。

○総務部長（今吉俊郎）使用済核燃料税の手続に関しましては、委員御質問のとおり、当局のほうから議長に対しまして御相談、お願いして、きょうの資料のとおり準備をいただいているところでございます。よろしくお願いたしたいと思えます。

○農林水産部長（高橋三丸）今回の森林整備・林業木材産業活性化推進事業でございますが、これは鹿児島県におきまして、森林整備推進等基金を財源として、地域材を原材料とする木質バイオマスエネルギー導入の取組を支援する事業でございます。

目的は、本県林業木材産業の再生と地域林業の活性化及び再生エネルギーの導入促進に資することで、今回、本市市内の企業が計画しておりますバイオマス燃料発電施設の付帯設備でありますチップ材料それぞれの燃料投入施設、計量器等の設備推進が補助対象となるものでございます。

○委員（福田俊一郎）事業については、これはもう薩摩川内市における特別な補助事業ということで理解をしてよろしいのでしょうか。ほかの自治体に一律こういう補助の事業を県が配ったというわけではないというふうに認識していいでしょうか。

○農林水産部長（高橋三丸）県の対象たる事業の中で、市の費用が対象となったということでご

ざいます。

○議会事務局長（田上正洋）先ほど、使用済核燃料税の税率についてお尋ねがございましたが、当局のほうから税率について、議長に対して協議は特にございませんでした。

以上です。

○委員長（新原春二）よろしいですか。

ほかにございせんか。

○委員（谷津由尚）済みません。歳出のところで一般職員給与が3億7,597万9,000円減額。これは、職員給与上の削減ということなんですけど、例年にないことで、ことしに限ってのことだと思ふんですけれども、この3億7,500万円というお金が最終的にどうなるのか。財政調整基金なのか、そういうのをどこかに説明された資料というのがありますか。今回のこの資料の中で。

○財政課長（今井功司）今回の職員給与の減額によりまして、結論から申しますと、当初予算で普通交付税の減額見込みでありました3.3億円を財政調整基金のほうで、当初予算については繰り入れをしていたという考えもございしますので、財政調整基金のほうに積み立てる——今回補正で増額しております積立金のうち3億3,000万円を積立金のほうで、職員給与を減額した分、積み立てております。

なお、今回、特に資料として提出のほうは今のところは考えておりません。ただ、委員会の中では財政課のほうから、財政調整基金については、繰越金を全額出しました関係の法定積立金の2分の1相当額とその3億3,000万円の復元といひますか、積み戻し分を含めて予算計上しているという説明をする予定としておりますが、特段、資料として別立てで、考えておるところはございません。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）わかりました。特段資料はないということで、それは了解しました。

ただ、今おっしゃいましたように、口頭での説明ではやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（新原春二）ほかにございせんか。

○委員（永山伸一）済みません、一点。

補正のところでは、海外販売販路拡大事業が今度計上されて、金額的には小さいんですけど、事

務所開設費分とか、運営費分というふうに分かれているのですが、ここら辺、もうちょっと詳しく説明していただけたらありがたいのですが。

○商工観光部長（末永隆光） 現在、F B良品の加盟協議会というのが設立されておまして、事務局は佐賀県の武雄市がやっております。その中に、今、参加団体といたしましては、武雄市、薩摩川内市など5自治体が予定されておりますけれども、この協議会が実施する海外販路拡大事業——これはシンガポールに海外販路拡大の拠点を設けるものでございまして、その経費といたしまして、事務所の開設あるいは運営経費等を今回計上されておりますので、それに対する負担金となっております。

本市といたしましては、観光物産協会を中心に本市の特産品等を、常温のものを考えておりますが、そういったものを売り込んでいきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（新原春二） ほかにございませんか。

○議員（井上勝博） いこいの村いむた池についてなんですが、これについては、ちょっと資料を探するのに一生懸命で、聞き取れなかったところもあったのですが。要するに、無償譲渡して問題になってくるのは、解体などをするときの最終的なそういう費用をどうするのかというのが、この間市長のほうからも、民間のほう心配している面だという話があったわけですが、これについては、協定の中で、何年ですか。15年でしたっけ。何年間かは使うと。これが老朽化した際に、解体処理するということについては約束が交わされるものなのかどうか。そのままこの施設が放置されるという、そういう心配がないのかどうかということなんですが、どうなんでしょう。

○商工観光部長（末永隆光） 譲与契約の中で、建屋等につきましては、全て九州ホテルリゾートに譲与することになりますので、所有権そのものが全てホテル側に移ります。解体をする、しない、あるいは補修をするということにつきましては、全てホテル側のほうで判断されるものと考えております。

以上であります。

○委員長（新原春二） よろしいですか。

質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審

査方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二） 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審査を終了いたします。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時38分休憩

~~~~~

午前10時45分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

**○委員長（新原春二）** ここで本会議に戻します。

△委員会記録の取扱い

**○委員長（新原春二）** 委員会記録の取扱いについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（道場益男）** それでは、資料4-1と4-2を説明いたします。

まず、資料の4-1でございます。委員会記録の取扱いについてでございますが、委員会記録につきましては、ことしの3月以降の開催分から全筆記により作成することといたしておまして、このほど、ちょっと時間がかかったんですけども、3月定例会中の分が作成が終わったところでございます。

つきましては、8月9日でございますが、委員長連絡会を開催いただきまして、委員会記録の公開等の取扱いについて協議をさせていただいたところでございまして、記載のとおり取りまとめをされました。

また、この委員長連絡会の際に、一番下にあります点線囲みの欄にありますとおりの意見が委員会記録以外の部分でもちょっとありましたものですから、議会運営委員会において、今後協議が必要となるかもしれませんので、おつなぎしようとするものでございます。

本題の委員長連絡会の結果でございますけれども、大きく2点ございますが、まず、記録の公開についてでございます。

委員会につきましては、委員長の許可によりまず制限公開となっておりますけれども、議会基本

条例やこれまでの議会改革特別委員会の審議の中でも情報公開を推進していくということが確認されておりますので、今回も記載のとおりの方で公開するという方向性を出していただきました。

公開の手法でございますが、一点目は、議会事務局及び当局の情報公開コーナー、これは文書法制室でございますが、こちらのほうでの閲覧を可能とすること、また、インターネットでの公開を予定しております、これにつきましては、委員会記録をPDF形式に落とし込みまして、市議会ホームページに掲載するといった方向を考えているところでございます。

また、2点目でございますが、委員会記録の委員等への配付についてでございますけれども、これにつきましては、会議規則や委員会条例等を確認いたしました、配付についての規定がございませんで、義務とはなっておりません。

また、先ほど1でも説明いたしましたが、インターネットでの閲覧が可能な対応にすることもできるということで、委員への配付は行わないということで取りまとめをしていただいたところでございます。

この取りまとめの結果につきましては、資料4-2に書いてございますが、現在、議会運営に関する申合せ事項の項目がございますけれども、その中の委員会の関係の中に規定してはと考えているもので、新たに9項目目といたしまして、委員会記録は議会事務局及び当局の情報公開コーナーでの閲覧ができるよう対応するとともに、市議会のホームページに掲載し、議員への配付は行わないと、このような規定をしてはということで提案をしてございます。

なお、一番下でございますが、関連ではないのですが、委員会記録の取扱い以外に出された御意見を紹介いたしております。大きく3点ございますが、1点目が委員長報告のあり方について検討いただきたいということで、具体的には、最終日に付託事件の内容について報告いただいている際に、議案第〇〇号から議案第〇〇号までについては可決すべきものというようなことで、可能なものについては、一括して委員長報告できないかというようなこと、2点目では、意見書が委員会発議される際に、委員長朗読を省略することができないかといったようなことで、いずれも会議時間の短縮の観点からの御意見がございました。

これにつきましては、3点目に書いてございますが、委員長報告や委員長朗読の簡略化については、傍聴者や議会中継の視聴者からすると、議会運営がわかりづらくなるというような課題もあるので、そのことも踏まえて検討すべきであるといったような御意見も出されたところでございます。

以上、このような御意見がありましたということで説明をいたしました。

○委員長（新原春二）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はございませんか。

これについては、2点あると思うんですけども、1点は1、2項の確認と、それから、委員長会議で四角囲みのところの議論もあると思うんですけど、まず、1、2の関係について質疑、意見を求めます。委員の皆様、ありませんか。

委員会記録につきましては、文書法制室で閲覧ができるということと、ホームページに記載をしますよということです。

それに伴って、委員への文書の報告はしませんということになりますけれども、それでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）質疑、意見はないと認めます。では、井上議員。

○議員（井上勝博）PDFでの閲覧ができるということなのですが、検索が可能になっているかどうか、可能になっていなければちょっと不便だなと思うので、可能なようにできるということなのかどうかなのですが、どうでしょうか。

○議事調査課長（道場益男）本会議の会議録と違いまして、委員会記録については、PDFというような形でございまして、本会議のような検索機能はついておりません。ただ、PDFに直す関係で、簡易な検索というのは可能というようなことで考えております。

以上です。

○委員長（新原春二）よろしいですか。

質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、説明のとおり、申合せ事項に改正することで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）それでは、もう一つ、四角囲みであったんですけども、委員長報告の関係で委員会に出される議案の中で、第何条から何条までということで、一括して、項目は読まない

で条文だけ読んで簡素化を図りたいという御意見と、それから、それでは傍聴者がわかりにくいんじゃないかという御意見がありました。そこら辺を含めて、御意見はございませんか。

現状のままでいいのか。そこら辺について改正を入れるのか。この場でなければ、持ち帰りをしていろんな議論をしてもらっても結構なんですけど、委員長会の中で、それも議論があったもんですから、この議会運営委員会の中でも一応もんで検討していただきたいということだったもんですから、その旨の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○委員（福田俊一郎）委員長会議の中で出た御意見ですので、他市等のそういった事案も含めて議論せんと、ここで結論とか、なかなか言い出しづらいですので、その辺また、もしそれも具体的に調べる必要が、この議運のほうであるという判断でしたら、事務局は大変ですけど、他市の状況等も調べていただいた上での結論を出したほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長（新原春二）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）ほとんどの場合が、議案何号から何号までというのは、項目を読みさえすれば大概わかると思うんです。補正についても、決算についても、予算についても。大体、ずっと羅列して続くものは、特別委員会とかそういったものが主だから。議長のほうで何号の何何とずっと項目は読まれていって、最後に一括してというふうに、そのほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

もう一つは、やっぱり単行議案については、きちっと委員長報告があったりすると、これはやっぱり、一番下に書いてあるように、せっかく配信をやっているんだから、議会中継を聞いている人たちには失礼に当たるので、これはやっぱりすべきだなとは思いますが。

我々はちょっと、少人数会派は全部出れませんが、やっぱり議員に委員会報告もせんということになると、議場が、我々としては一番大きく、最大の場になりますので、きちっとそこはすべきだと思うんです。検討じゃなくて、すべきだと。

以上です。

○委員長（新原春二）ほかに御意見はございませんか。

これについては、ここで結論を出すということではなくて、先ほど福田委員のほうからもありま

したように、他市の状況も踏まえて、また別途、協議する場を設けたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）そのように取り扱います。

それでは、全体を終了します。

以上で、委員会記録の取扱いについてを終わります。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時55分休憩

~~~~~

午前11時 2分開議

~~~~~

○委員長（新原春二）ここで本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（新原春二）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）御異議ございませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会運営委員会
委員長 新原 春 二